

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会

## **(目 的)**

第1 この指針は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」とする）が実施する障がい福祉サービス事業を利用する児童、障がい者（以下「利用者」とする）に対し、各虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利の擁護に資するとともに、虐待の防止、虐待の早期発見・早期対応に取り組む。

## **(対象とする虐待)**

第2 この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次に挙げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- (2) 利用者に対し、いじめやいじめに類似した行為をすること又は利用者に対し、いじめやいじめに類似した行為をさせること
- (3) 利用児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間放置をすること
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等の養護を著しく怠ること
- (5) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対し、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (6) 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること

## **(虐待に対する基本方針)**

第3 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

## **(虐待防止責任者及び対応担当者の配置と責務)**

第4 本指針による虐待の責任主体を明確にするため虐待防止責任者を配置し、虐待の防止に関する措置を適切に実施するために虐待対応担当者を配置する。

- 2 虐待防止責任者は、事業所管理者があたるものとする。
- 3 虐待対応担当者は、生活相談員、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者があたるものとする。
- 4 虐待防止責任者（以下「責任者」とする）の職務は次のとおりとする。
  - (1) 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討

- (2) 解決のための当事者、職員との話し合い
- (3) 関係機関への報告
- 5 虐待対応担当者（以下「担当者」とする）の職務は次のとおりとする。
  - (1) 利用者または家族、職員等からの虐待通報の受付
  - (2) 虐待内容、利用者への意向の確認と記録（虐待等発生報告書様式の使用）
  - (3) 上席者への前号による記録を用いた報告

#### **（虐待防止委員会の設置）**

- 第5 虐待防止のための対策を検討するために「虐待防止委員会」を設置する。
- 2 本委員会の運営責任者は事務局長とし、構成員は、在宅福祉課課長・課長補佐、各事業所の責任者及び担当者とする。
  - 3 必要に応じ他事業職員も参加し虐待防止委員会を開催することができる。
  - 4 虐待防止委員会の実施にあたっては、WEB 会議システムを用いることができる。
  - 5 虐待防止委員会は、必要に応じ運営責任者が招集する。
  - 6 虐待防止委員会の議題は構成員が決定し、具体的には、次のような内容について協議するものとし、決定事項に関しては、職員に周知徹底を図る。
    - (1) 虐待防止のための指針の見直しに関すること
    - (2) 虐待防止のためのマニュアルに関すること
    - (3) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
    - (4) 虐待等の発生ケースについての状況分析と再発防止策に関すること
    - (5) 再発防止策を講じた結果の検証と評価に関すること

#### **（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）**

- 第6 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- 2 具体的には、次のプログラムにより実施する。
    - (1) 各虐待防止法の理解
    - (2) 虐待の種類と発生リスクの理解
    - (3) 虐待防止の基本、不適切なケアの未然防止の取組み
    - (4) 早期発見・事実確認と対応、報告等の手順
    - (5) 権利擁護事業や成年後見制度の理解

(6) メンタルヘルスについて

- 3 実施は、年1回以上行うものとし、また、新職員の採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 4 研修の開催は、事業所単位に限定せず他事業所との合同実施も可とする。
- 5 研修の実施内容については、実施概要、出席者、研修資料等を記録し、電磁的記録等により保存する。

**(虐待又はその疑いが発生した場合の報告方法等に関する基本方針)**

- 第7 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や担当者等へ既定の様式を使用して報告を行う。
- 2 虐待者が担当者本人であった場合は、上席者に相談する。
  - 3 報告を受けた責任者は、速やかに利用者の居住地市町の虐待防止センターに第一報として報告を行う。
  - 4 責任者は、事実確認を行った内容や、虐待又はその疑い（以下、「虐待等」とする）が発生した経緯等を踏まえ、事業所において検証し、虐待防止委員会に報告を行う。
  - 5 虐待防止委員会は、報告内容を検証し、再発防止策を家族、利用者の居住地市町の虐待防止センター、関係機関等に報告し、職員にも周知・徹底する。
  - 6 虐待防止委員会は、再発防止策を講じた結果の検証と評価を行い、応じて市、関係機関に報告する。

**(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)**

- 第8 虐待等の報告を受けた担当者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等の事実確認を行う。
- 2 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、事業所において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成する。
  - 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
  - 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、利用者の居住地市町の虐待防止センター及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
  - 5 これら確認の経緯は、既定の様式を使用し時系列で概要を整理する。
  - 6 事業所内で講じた虐待防止策は、その効果について適宜責任者、担当者が事業所において確認を行う。

**(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)**

第9 本指針は、求めに応じて利用者等が閲覧できるように、本会ホームページに公表する。

**(その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針)**

第10 第6に定める研修会のほか、他の関係機関等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。